

藤原——中臣氏の出自と実態

奥田 尚

はじめに

天智紀八年（六六九）一〇月一五日条には、中臣連鎌足に「藤原氏」を「陽姓」したとあり、また『家伝・上（大織冠伝）』にも天智即位二年（六六九）に鎌足は「藤原朝臣」に「改姓」されたとある。「藤原氏」への「賜姓」が中臣氏のどの範囲に対するものかは問題であるが、藤原氏が中臣氏から派生したものであることは間違いない。

『記』の序文によれば『記』の編纂は、天武朝に開始されたものの完成にいたらず、元明朝の和銅四年（七一）一月二八日に太安万侶に命じて上申させ、和銅五年のは和銅元年三月のことであり、『記』の献上と藤原氏が無縁であったとは思われない。また『紀』については、

その献上が養老四年五月二一日であり、不比等は同年八月三日に死去しており、不比等の死去以前に完成させようとしたものとみられる。⁽¹⁾

このように『記』『紀』は不比等と深い関係があるが、両史料には藤原氏の本系である中臣氏に関する記載はさほど多くなく、そのほとんどは「神祭り」に関するものである。後にも述べるが、中臣氏と「神祭り」の密接な関係は、それが実態の投影か、あるいは律令制下での中臣氏の活動の反映かは問題であり、『記』『紀』からは中臣氏の出自などの実態は明らかにしがたい。

いうまでもなく中臣鎌足は、いわゆる「大化改新」の中心人物のひとりであり、中臣氏の実像を明らかにすることは、大化前後の政治史の解明に寄与するところが大きい。こうしたこともあって、中臣氏の出自などの実態をめぐる先行研究も数多い。

それら先行の諸業績は、主として次の二つに大別でき

A類 中臣氏と深い関係を有する氏族を求め、そこに中臣氏の出自と実態をみようとすること。

B類 「中臣」の名の意味を考え、そこに中臣氏の出自と実態をみようとすること。

さらにA類の深い關係を有する氏族については、忌部説と卜部説があり、B類については、「中臣」の「中」を「神と人の中を仲介する」意味とする説が基本となっている。

以下、これらの諸説を検討し、その検討の上になつて、従来とは異なる観点からA類・B類を検討し、藤原氏すなわち中臣氏の出自や実態について考えてみたい。

一 先行業績A類の検討

津田左右吉は、中臣氏と忌部氏は大化改新の前から朝廷の祭祀を掌る家柄であつたことは、疑いのない事実であるとする。その根拠は、『神祇令』に中臣と忌部の関与が規定されていることにある。津田説は、今は誰でもがその職に就任しうる原則があるのに、神祇令が中臣と忌部の関与を規定しているのは、新たな規定ではなく、大化前代の「氏族政治時代の因襲」を採用したためであるとする。また同じく神祇令の規定から、神祇官設置以前から中臣氏の部下には卜部があつたとする。

令の規定に以前の制度が採用される場合があることは否定できないが、そのこととその制度がいつ形成された

かは別個の問題である。令制定の直前に成立した制度が、令の規定に採用される可能性もあり、必ずしも「氏族政治時代の因襲」と断定することはできない。したがつて、神祇令に中臣と忌部の関与を規定し、中臣と卜部の關係を規定するからといつても、それがいつのころからのことかは不明で、厳密に言えば大化以前にさかのぼるかどうかも疑問である。

このように津田説のような形では中臣氏と朝廷祭祀の關係は証明できず、以下の研究の多くがそうであるように、それはそれで別に追求されるべき課題なのである。

次に平野邦雄は、中臣氏と忌部氏、中臣氏と卜部について津田説を支持し、後者についてはさらに具体的に述べている。すなわち、大陸からの「帰化人」のもたらした亀卜を業とするものが五世紀くらいから対馬や壹岐におり、それがトモノミヤツコ中臣氏の成立とともに、その支配下に入れられた。やがてその特殊な職掌ゆえに名を負うて卜部となり、中臣氏にひきいられて祭祀に加わつたが、その時期は早くとも六世紀の欽明朝以後のこととする。その根拠は、『中臣本系帳』に欽明朝に相当する人物に、「中臣連」を「賜姓」したとあることによる。

壹岐の卜部と中臣氏の關係については、おそらくは『三

代実録」貞觀五年（八六三）九月七日条の嵯岐の卜部が「雷大臣命より出ず」とあることや、『姓氏録』の壹伎直が「天兒屋根命九世孫雷大臣の後なり」とあることなどによるのであろう。

平野説の依拠史料は平安期のものであり、それをどこまでさかのぼらせることができるのかが、最大の問題点である。

田村圓澄は、藤原鎌足は常陸の中臣氏の家に生まれ、中央宮廷の祭祀に関与する中央中臣氏の家を寄せたとする。これは「大鏡」の記述を信用したものであり、平野説と同様の欠陥をもつ。

北村文治は、中臣氏も忌部氏も同じ卜部という神職にあり、中臣氏が皇室の政治に関与する地位に上昇転化することによって中臣氏を名乗り、そうした地位に転化できなかつた者が後に忌部氏となったとする。主として『尊卑分脈』の中臣「常盤」の傍注による立論であり、やはり後代の史料をどこまでさかのぼらせるかが問題である。

中臣氏と卜部についての徹底的な検討は、横田健一によってなされている。横田の研究は、中臣氏の出自を実証的に明らかにしようとした研究の集大成でもあり、論

点は多岐にわたるが、中臣氏の前身は常陸の卜部であり、宮廷の雨師的な祭祀者として立身したというのが結論である。

横田の検討によって、中臣氏の系譜や事績からする追求は、ほぼ限界に近いといえよう。しかし、それはあくまで従来採用されてきた中臣氏の系譜や事績から分析する方法についてのことであり、これとは別の視角にたてば、まだまだ検討の余地は残されている。

田中久夫は、奈良時代から平安時代の鉄を含む金属に関する史料から、藤原—中臣氏と鉄の関係を指摘するといふ、注目すべき論考を発表している。本稿に後述する奈良時代の部分の『家伝・下「武智麻呂伝」』の藤原武智麻呂と鉄の關係、『続日本紀』の仲麻呂と鉄の關係なども田中氏の論及がある。しかし田中論文は、論点が多岐にわたり、しかも中臣氏が神祇官を掌握する背景の論証であるために、中臣—藤原氏の実態にもう一つ迫りきれいていない点がある。したがって、田中説の提起をふまえながら、新たな視点を加えてより視覚を明瞭に設定することにより、中臣—藤原氏の出自と実態に迫る余地が残されているのである。

その視角とは、次のようなものである。律令制の採用

とともに、各氏族は官僚化へむけて努力を傾注するといえ、氏族が氏族として團結するためには、一方では前代以来の、したがって出自に基づく「伝統」を何らかの形で保持し続ける必要がある。すなわち奈良時代になつても、氏族を氏族たらしめる出自に基づく「伝統」が氏族内部に伝承されていると想定できる。

たとえば、『万葉集』の大伴家持は、「族（やから）に喩（さと）す歌」（巻二〇—四四六七）で「剣大刀（つるぎたち）いよよ研ぐべし 古（いにしへ）ゆ 清（さや）けく負ひて 来にしその名を」と、武力で奉仕した氏族という出自に基づく「伝統」を喚起しようとしていることは、有名である。

もし同様に、藤原氏内部のかかる「伝統」を摘出することができれば、それは直後にその氏族の出自や実態を示すものとなる。以下、かかる視点から奈良時代の藤原氏の「伝統」を探ってみた。

二 奈良時代の藤原氏の「伝統」

奈良時代の藤原氏のなかで、最も詳しい「伝記」を持つのは、藤原武智麻呂である。武智麻呂の子の仲麻呂の

命をおそらく受け、僧延慶が天平宝字四年（七六〇）一月から四月にかけて編纂した『家伝・下（武智麻呂伝）』が残されているからである。

この『武智麻呂伝』の次の部分が注目される。

後就余閑。詣滋賀山寺。礼尊容而發願。刻身心而懺罪。受戒長齋。令造神劍。附使進之。帝大悅。勅曰。

朕聞。劔者君子武備。所以衛身。朕聞者動息不安。

精神如失。得此劔。夜眠極穩。此誠近江国守武知麻呂所獻神劔。衛身之驗矣。先哲有言曰。德無不報。

言無不酬。宜給田十町以報忠効。

〔後余閑に就いて、滋賀山寺に詣で、尊容を礼して發願し、心身を刻して懺罪し、受戒し長齋して、神劔を造らしめ、使に附してこれを進む。帝、大いに悦び、勅して曰く。朕聞く。劔は君子の武備にして、身を衛るゆえんなり。朕、聞（このころ）動息不安にして、精神は失する如くなり。この劔を得て、夜眠するに極めて穩やかなり。この誠は近江国守武知麻呂の獻するところの神劔の身を衛る驗なり。先哲に言ありて曰く。徳に報ひざるなかれ、言に酬ひざるなかれと。宜しく田十町を給ひて以て忠効に報ふべし。〕

前段には武智麻呂は和銅五年六月に近江守に任命され

たことが示されており、この引用部分はその在任中の事跡を記した一部である。「日本古代人名辞典」によればこの部分は、「また滋賀山寺にいたつて、国守として、神劔を造らしめ、天皇に献じ、田十町を賜つた」とある。¹¹

「令造神劔（神劔を造らしめ）」とある部分の「令造」の解釈が問題になるが、「日本古代人名辞典」説も田中説もともに、これを武智麻呂が他人に造らせたと理解している。¹²しかし、これ以前の「詣志賀山寺」の「詣」、「礼尊容而発願」の「礼」と「発願」、「刻身心而懺罪」の「刻」と「懺罪」、「受戒長齋」の「受戒」と「長齋」のすべては、武智麻呂が自分の精神と肉体を使用して起こした行動である。したがつて「令造」も、武智麻呂が自分の精神と肉体を使って「造らしめ」たのであり、他人に命令して造らせたという意味ではなく、「（自からをして）造らしめ」たのである。武智麻呂は「造劔」の技術、つまり金属の高熱処理に関する技術を持っていたのである。

「造劔」の「劔」にこだわれば、武智麻呂を含む藤原氏と「造劔」の関係は、藤原氏の氏社春日社の祭神からも推定できる。春日社の祭神は、「延喜式」の「春日祭」の祝詞にも明らかのように、「鹿嶋坐健御賀豆智命。香

取坐伊波比主命。枚岡坐天之子八根命。比売神」の四柱である。「タケミカヅチ（健御賀豆智）」は神武東征の物語に、「記」では自分の代理に「横刀」を、「紀」では「劔」を降して神武らを援助したとあるように、「劔」あるいは「横刀」を象徴とする神である。藤原氏と刀劔の深いつながりがうかがえる。また武智麻呂は「タケチ麻呂」とも読め、「タケミカヅチ」の「ミカヅチ」（「ミカはミイカ（御厳）の約で、ヅは助詞であるとされる。「おごそかな」とでもいう意味で、これの有無は実質的な意味の変化をもたらさない）の省略形「タケチ」に人名要素の「麻呂」を付加したものであり、タケミカヅチの神名からの命名とみることができ、「造劔」と藤原氏の密接な関係をうかがうことができる。

さらに「劔」や「横刀」に着目すれば、東大寺正倉院に納められた聖武の遺愛品の目録である『東大寺献物帳』にみえる藤原不比等と「横刀」などに関する、次掲の記述が注目される。その「御大刀壹伯口」の項の「横刀一口」に付された記述である。

右一口者。太政大臣之家設新室宴之日。天皇親臨。

皇太子奉舞。大臣寿贈。〈彼日。皇太子者即平城宮

御宇後太上天皇也。〉

〔右一口は、太政大臣の家、新室宴を設けるの日、天皇親臨し、皇太子舞を奉ずるに、大臣寿ぎて贈る。〔彼の日の皇太子は、即ち平城宮に御宇する後の太上天皇なり〕。〕（へ）は細注を表す。

これによれば、太政大臣藤原不比等家が新築の祝いの宴の日に、天皇が親臨し、皇太子が舞を奉じたことをことほいで、大臣不比等が皇太子に贈ったものである。細注には「皇太子」とは、「平城宮に御宇する後の太上天皇」すなわち聖武のことであることが記されている。不比等は皇太子（聖武）に「横刀一口」を贈ったのである。

また同史料には「横刀一口」の次に「黒作懸佩刀一口」があり、次のように記されている。

右、日並皇子常所佩持。賜太政大臣。大行天皇即位之時。便獻大行天皇。崩時亦賜太臣。太臣薨日。更獻後太上天皇。

〔右は、日並皇子常に佩持するところを、太政大臣に賜う。大行天皇即位の時に、すなわち大行天皇に獻ず。崩ずる時、また太臣に賜う。太臣薨する日、更に後の太上天皇に獻ず。〕

「黒作懸佩刀一口」は、日並皇子草壁が常に身につけていた佩刀で、それを太政大臣不比等に賜い、不比等は

大行天皇文武の即位の時に文武に献上し、文武が死去した際に再び不比等に賜った。不比等が死去した際に更に後太上天皇聖武に献上した。天武の後継者として即位が予定されていたながら急死した草壁皇子が、常に身につけていた「黒作懸佩刀」は、不比等から草壁の子の文武へ、文武からまた不比等へ、不比等から文武の子の聖武へと継承されている。すなわち不比等を介在させながら、草壁皇子―文武―聖武と継承されたのである。この継承の次第を考えてみると、天武系皇族の男系の首長権の継承と一致するとみることができる。

天智紀三年（六六四）二月九日条には、天皇が大皇弟の大海人皇子に命じて、冠位ならびに「氏上・民部・家部」などのことを宣し、「其大氏之氏上賜大刀。小氏之氏上賜小刀。其伴造等之氏上賜干楯・弓矢。（その大氏の氏上には大刀を賜ふ。小氏の氏上には小刀を賜ふ。その伴造らの氏上には干楯・弓矢を賜ふ。）」とある。

天武紀八年（六七九）一月七日条では、正月元日の礼儀について規定し、氏のなかでの「氏長」（氏上と同じ意味であろう）への礼拝を認め、氏上の權威を確定しようとしている。さらに同一〇年（六八一）九月八日条では、氏上の未決定の諸氏に氏上の決定と「理官」への上

申を命じ、重ねて同一一年二月三日条では氏上の決定と官司への上申を命じている。また天武紀五年六月条には、物部雄君の死去に際し雄君へ「氏上」を賜ったこと、持統紀八年（六九四）一月二日条では、布勢朝臣御主人と大伴宿祢御行とをそれぞれに「氏上」としたとある。これら氏上には大刀あるいは小刀などが授与されたことと間違いない。

氏上の決定権は、これらの例からもわかるように、基本的に天皇にであった以上、「天皇氏」は諸氏を超越した存在として、氏上を決定する必要はなかった。しかし、すべての氏に氏上が決定されれば、それを反映する形で「天皇氏」にも氏上に類する位置の確定は必要とされるであろう。それが草壁皇子の「黒作懸佩刀」の継承という形であったと理解できる。このように重大な意味を持つ「黒作懸佩刀」にならないで「横刀一口」が記されているのであり、単に不比等が皇太子に「寿贈」しただけのものではなからう。

「横刀」の献上という点と、「延喜式」の祝詞に「東文忌寸部献横刀時呪。〔西文部准此〕。〔東の文の忌寸部の横刀を献る時の呪。〔西の文部これに准へ〕〕」があることが注目される。呪詞の主とするところは、災禍を除

き帝祚の延伸を願うことにあり、「謹請。皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左東王父。右西王母」とはじまる中国風の呪詞である。

不比等が「横刀」の献上に際して、このような中国風の呪詞を述べたかどうかは明らかではないが、皇太子聖武の奉じた舞への返礼である以上、聖武の災禍の除去やその支配力の延伸を願うのは当然のことであろう。そうだとすれば、武智麻呂の造った「神劍」と同様に、不比等がそうした願いをこめて「横刀」を作成したとすることも、あながち強引な憶測とはいえないであろう。

以上の春日社の祭神からの推測や、不比等の「横刀」に関する憶測は、あくまで可能性にすぎず確実性には欠ける。これらが否定されたとしても、次に示す武智麻呂の子の仲麻呂に関する論証は否定できないものである。すなわち『続日本紀』には、次のような記事がある。

天平宝字二年八月二五日条

（前略）故名曰押勝。（中略）。別聽鑄錢。拳稻。及用惠美家印。

〔故に名づけて押勝と曰ふ。（中略）。別に鑄錢、拳稻、及び惠美家の印を用いることを聽す。〕

淳仁天皇の即位により仲麻呂は絶頂期をむかえ、淳仁

よって与えられた特権を記した条である。ここに鑄銭の権利が与えられたのであるが、これは仲麻呂の家が鑄銭をなしうる技術を持っていたことを意味する。もしそうでなければ、「挙稻」すなわち出挙稻と同じく「挙銭」の権利にとどまったと考えられるからである。いうまでもなく鑄銭は、金属の高熱処理技術に関係する。さらに確実なのは次の記事である。

天平宝字六年二月二五日条

賜大師藤原惠美朝臣押勝。近江国浅井。高島二郡鉄穴各一処を賜ふ。

〔大師藤原惠美朝臣押勝に近江国浅井・高島二郡の鉄穴各一処を賜ふ。〕

これは単に鉄鉱石などの鉄素材の採掘権が認められたということではなく、仲麻呂はこれによって武器を作製できたとする妥当な見解があるように、製鉄が可能であることを前提としていたのである。仲麻呂家には、製鉄つまり金属の高熱処理技術があったことは確実である。

『武智麻呂伝』の武智麻呂の造劍と、『続日本紀』の仲麻呂の鑄銭権と鉄穴の獲得は疑うことができず、その後武智麻呂―仲麻呂と伝承された金属の高熱処理技術の「伝統」があったことも疑えない。それではその「伝

統」は、武智麻呂の祖父の鎌足にはどうであったかをみる必要がある。

三 中臣（藤原）鎌足と「伝統」

『続日本紀』天平宝字元年閏八月一七日条の「藤原朝臣仲麻呂らの言」によれば、「いま山階寺にある維摩会は、これ内大臣起す所なり」とあり、内大臣鎌足が山階寺の維摩会の創始者であったとする。同条にはその維摩会が中断していたのを、不比等が復興し、毎年一〇月一〇日から内大臣鎌足の「忌辰」すなわち一〇月一六日の没日まで行なうようにしたともある。『家伝・上（大織冠伝）』には、死去の翌年にあたる庚午年（六七〇）閏九月六日に、山階精舎に葬ったとも記されている。

山階精舎と山階寺が鎌足と密接な関係にあることは、確実である。この山階寺の詳しい所在地を記す史料は、『扶桑略記』・『帝王編年記』・『今昔物語』など後代の史料であって心許ないが、それらには次のように記されている。

『扶桑略記』 齊明四年条 「山科陶原家」

『帝王編年記』 齊明三年条 「山階陶原家（山城国

宇治郡〕

【今昔物語】巻一

「山階ノ陶原ノ家」

【同】巻一三

「山城国宇治郡ノ山階ノ郷末原ノ家」

「山階」は「ヤマシナ」であり、「山科」と同じである。

「陶」は「スエ」であり、陶器の総称であつて、「末」も「スエ」であるから通用させたのである。

「山科」は現在の京都市山科区に地名の残る場所で、山科区の中臣遺跡近傍には須惠器の窯址群があり、また製鉄遺跡もあるとされる¹⁵⁾。鎌足が山科に家を持ったのがいつのことか不明であるが、須惠器生産ならびに製鉄に關連する地に家を持っていたのである。

いふまでもなく須惠器生産は高熱を要する技術であり、製鉄の鉱物の溶解技術との共通性は高い。そうすれば鎌足は別名を鎌子というが、両方の名に共通する「カマ」は、高熱で物品を処理する「カマ」つまり「竈・釜・窯」でありうる。なお「竈・釜・窯」は、朝鮮語でも「Kama」であるといふ¹⁶⁾。

さらに皇極紀三年（六四四）一月一日条は、鎌足の神祇任命を記すが、再三固辞して「疾と称して退（まかり）いで三嶋に居（はべ）り」とある。また「大織冠

伝』には、舒明朝の初めに「宗業」を嗣がせようとしたが、固辞して受けず「三島の別業に帰居す」とある。この三島は後の摂津の島上・島下郡と考えてよく、島下郡域には千里丘須惠窯址群の西部が含まれし、嶋上郡域には埴輪窯址群もある。これも鎌足の「カマ」が、「竈・釜・窯」でありうることの傍証となる。

また「大織冠伝」に鎌足は、「大倭国高市郡人」で「藤原の第に生まる」とあるが、「多武峯縁起」には「高市郡大原藤原第」とあり、現在の明日香村大字小原に比定される。大原の地の側近に飛鳥寺があり、崇峻紀元年（五八八）是歳条に飛鳥寺の地を「真神原」と称したとある。雄略紀七年是歳条には「新漢（いまきのあや）の陶部高貴（すゑつくりこうくゐ）・鞍部堅貴（くらつくりけんくゐ）・画部因斯羅我（ゑかさいんしらが）・錦部定安那錦（にしごりぢやうあんんなこむ）・訳語卯安那（をさしうあんな）」らを「上桃原・下桃原・真神原」に移したとある。「陶部高貴」が上記三地区のどこに移されたか不明であるが、もし「真神原」と考えてよければ、大原の地も陶器製作に關係することになる。

別に鎌足・鎌子の「カマ」を農具の「鎌」とみても、中臣が「被詞（はらへごと）」を読むことになつてい

『延喜式』の大祓の祝詞に、「彼方(をちかた)の繁木(しげき)がもとを、焼鎌(やきがま)の敏鎌(とがま)もちて、うち掃(はら)ふ事のごとく、遺(のこ)る罪はあらじと」(傍線は筆者による)とあるように、鎌は高熱処理技術と強い関係がある。

以上のように、鎌足の邸宅があつた山階寺の地、別業のあつた三島の地、誕生した大原藤原の地が、高熱処理技術である土器製作と関係があることは、ほぼ確実である。また鎌足・鎌子の「カマ」は、農具とみても、高熱発生装置の「竈・釜・窯」とみても、高熱処理技術と関係する命名である。土器生産など土の高熱処理技術は、金属の高熱処理技術と共通性を持つとみてよく、奈良時代に確認される藤原氏の(金属の)高熱処理技術は、鎌足にあつても(土器の)高熱処理技術という形で確認され、藤原(中臣)氏の伝統は高熱処理技術であつたと考へることができると。

四 先行業績B類の検討と「中臣」の名の意味

「中臣」の名の意味から中臣氏の実態を探ろうとする研究は、本居宣長の説が圧倒的な支持を受けている。¹⁷⁾ 本

居説は、「中臣」の「中」を「神と人の間にあつてそれを仲介する」と解するものである。いうまでもなくこれは、中臣氏が朝廷祭祀に関係があつたことを前提にした「説明」にすぎず、「中」に「神と人の間にあつて仲介をする」という意味がある類例を求めて出した解釈ではない。むしろ「中」は、『記』の冒頭に「天之御中主神」とあり、これは「天の中心の主人の神」意味と考えられるから、単に「中心」を意味するにすぎない例さえ存在する。

また「中臣」の名を中国の古典にみられる「中臣」に求めようとする見解もあるが、中国の古典から命名された氏族名が他に発見できない以上、直接に中国の古典に名の由来を求めることは不可能である。¹⁸⁾

両説ともに他に類例を求めずに提出された説であるという欠陥を持つのであり、この点を克服して類例を検討することから「中臣」の名の意味を検討し、その実態を考へる必要がある。

「中(なか)」は、大野晋ら『古語辞典』によれば、「古くはナだけで中の意。カはアリカ・スミカのカと同じで、地点、所の意。原義は層をなすもの、並立するもの、長さのあるものを三つに分け、その両端ではな

い中間にあたる所の意。空間的には上下、左右、また前後の中間。時間的な経過についてはその途中、最中。さらに使い方が平面的なとらえ方にも広まり、一定の区域や範囲の内側、物の内部の意をも表わすに至って、ウチと意味が接近してくる」とある。

この説明文にも「中間」という語が使われているように、きわめて類似した語に「間」がある。「間(あひだ)」について同辞書は、「空間について、二つの物が接近して存在する場合、それにはさまれた中間の、物の脱(ぬ)けているところをいうのが原義。(後略)」とする。「間(ま)」については、「連続して存在する物と物との間に当然存在する間隔の意。転じて、物と物との中間の空隙・すきま。後には柱や屏風などに囲まれている空間の意から、部屋。時間に用いれば、雨マ・風マなど、連続して生起する現象に当然存在する休止の時間・間隔。また現象・行為の持続する時間の意。類義語アヒダは、近接する二つの物と物、連続する事と事との中間の欠落・とだえをいうのが原義」とする。

このように「中」と「間」の原義の概念には相違はあるものの、「中間」という点では同一の概念に属する。「臣」については、これを「巫覡」とみる説もあるが、

『記』『紀』に多数みられるように、人名の下部につく称号の一種とみる方が妥当である。人間に関する称号とすれば、直木孝次郎が提唱した「人」制の「人」も一種の称号である。こう考えれば、「中臣」とよく似た人名として「間人」がえられるが、「間人」は『記』『紀』などにもみえる名である。「中臣」によく似た「間人」の名の意味や実態を探れば、そこから「中臣」の名の意味や実態を究明できると期待できる。

「間人」は、『記』『紀』以外には「上宮聖徳法王帝説」に引用された「天寿国曼陀羅繡帳」に、「孔部間人母王」とある。この引用文を信頼してよければ、「間人」は推古朝の用字であることになる。推古朝の用字であるかどうかの判断は保留しておきたいが、聖徳太子の母にあたる「孔部間人」は、『記』では「間人穴太部」、「紀」では欽明紀に「泥部穴穂部」、用明紀・推古紀に「穴穂部間人」とある。

「泥部」が「間人」の異表記にあたることになるが、「泥部」は『令集解』の穴説によれば、古語では「波都加此乃友造(はつかしのとものみやつこ)」といったとある。古典文学大系本『日本書紀』頭注は、「泥部」を頭注で「ハツカシはハニ(泥)ツカシ(築)の約である

う。Fantukasi → Fantukasi → Fadukasi」とする。これからすれば「泥」は「Fani」であり、それは「土」の「Fani」と同じであるから、「泥部」と「土部」は同じである。

垂仁紀三年七月六日条には、「是土部連等。主天皇喪葬之縁也。（これ土部連ら、天皇の喪葬を主る縁なり。）」とある。『令義解』職員令諸陵司条に「土師宿祢が「世執凶儀」とあり、「土部（連）」と「土師（宿祢）」は同じである。つまり「泥部」・「土部」は、「はじ」あるいは「はじべ」である。「はじ」を清音にすれば「はし」となり、「はし」は「端」（ものの周縁部）に通じる。「端」に対する概念が「間」（あるいは「中」）であるから、「間」（「中」）は一種の戯字として「はし」を表し、「はし」と読ませうる。このように「間人」は「はしひと」であり、それは「はじひと」であり、「泥部」であり「土部」であり、「土師」に深い関係をもつと考えられる。

『令義解』職員令諸陵司の「土部」は、凶札をつかさどるが、上の垂仁紀が埴輪の起源の物語であるように、本来は陵の埴輪などの作成にあたったとみられ、土の高熱処理技術に関係した存在である。同史料の宮内省土工

司の「泥部」は、瓦の作製や石灰を焼くことに関係するもので、これも土の高熱処理技術に関係した存在である。つまり土の高熱処理技術が「泥部」・「土部」の実態であるから、「泥部」・「土部」と深い関係を有する「間人」も土の高熱処理技術に関連するものである。「間人」がそうであれば、「間人」によく似た名である「中臣」も「泥部」・「土部」に深い関係を有するのであつて、土の高熱処理に関係する名である。

前項では中臣（藤原）鎌足が土の高熱処理技術に関係があることをみたが、それは「中臣」の名からも肯定されるべきものであることになる。以上によつて中臣（藤原）氏は名の意味からも、氏としての奈良時代の「伝統」からも、土あるいは金属の高熱処理に関係する氏族であるという実態が実証できた。しかしまだ、なぜ「間人」ではなく「中臣」を名乗るのかという問題が残されているので、もう少し「間人」について考えてみたい。

五 「間人」と「中臣」

「天寿国曼陀羅繡帳」の「孔部間人」は、『記』では「間人穴太郎」、欽明紀では「泥部穴穂部」、用明紀・推

古紀に「間人穴穂部」であった。「孔部」と「穴太部」と「穴穂部」は、相互に異表記であり、「あなほべ」と読んでよい。「はしひと（間人・泥部）」と「あなほべ」の順序が一定しないのは、「はしひと」と「あなほべ」の間に特定の結合がなかったことを意味する。

「あなほべ」は、雄略紀一九年三月一三日条に「詔置穴穂部」という簡単な設置記事があり、雄略の兄の穴穂天皇（安康）の名代とされている。養老五年の下総国葛飭郡大島郷戸籍では全郷がほぼ「孔王部（あなほべ）」姓で占められることから、穴穂天皇の实在を論じた研究もあるが、「あなほべ」が穴穂天皇の名代であることが確実でなければ、そうした論は成立が困難である。

安康記の輕太子の物語の注に「此王子（穴穂皇子）所作之矢者。即今時之矢者也。是謂穴穂箭也。（この王子の作りたまひし矢は、すなわち今時の矢なり。これを穴穂箭と謂ふ。）」とあり、「穴穂箭」にちなんで「穴穂天皇」の名が構想された可能性がある。「今時の矢」とは、鉄鏃をつけた矢を意味するから、「穴穂」は鉄にちなむ名であるとする説がある。周知のごとく「部」に関する研究は膨大な蓄積があり、容易に判断できることではないが、「あなほべ」は鉄に関する職掌に由来するとみる

説の方が説得力がある。

「あなほべ」が鉄に関する職掌であるとすれば、金属の高熱処理技術を伴っているものであり、土に関する高熱処理技術を持つ「泥部」とは、技術的なつながりがある。皇族子女の名には養育関係氏族名が付されることが多いことからすれば、技術的なつながりがある泥部と穴穂部が協同で「間人穴穂部」皇女を養育したものと推定できる。すでに触れた直木孝次郎の「人制の研究」では、「間人」は「間」の意味が不明という理由で考察の対象外としている。直木説によれば「人制」は、大化前代の官司制度であり、実務を処理する下級官僚とでもいふべきものであった。「間人」を「人姓」の一種とみれば「間人」は、「泥部」や「穴穂部」といった高熱処理技術者を統制する下級官僚身分であったことになる。

次に「間人」の名を持つ皇子女がみえるのは、舒明紀二年一月一二日条で、舒明と宝皇女（後の皇極II齊明）の間の子に「間人皇女」がある。これも間人に養育されたことによる命名とみてよい。この条の子女の書き方は、「一曰葛城皇子」、「二曰間人皇女」、「三曰大海皇子」というもので、「一・二・三」は誕生の順と考えられ、「葛城皇子」は第一子である。

とところで「葛城皇子」はいうまでもなく後の「中大兄」であり、「紀」には数多く「中大兄」の名がみえる。「中大兄」は第一子であるから、兄弟順で「中」がつくのではない。また「中大兄」の名は、山背大兄、古人大兄にはさまれた「中」であるようにも思えるが、「山背」や「古人」が固有名である以上、序列や関係での「中」ではなく、「中」を他の多くの「大兄」の例のように固有名とみなすべきである。「中」が固有名であるとすれば、『万葉集』巻一にみえる「中皇命（なかつすめらみこと）」の名が問題となる。

『万葉集必携』によれば、荷田春満『僻案抄』以来の問人皇女説に、喜田貞吉「中天皇考」が斉明天皇と倭姫を比定して以降、諸説があり定説をみないが、一応現状では問人皇女説に傾いているとする²⁰。これを問人皇女とみてよければ、「問人」皇女の「人」を省略した「問」皇女を、「問」の類似概念の「中」で表記したものが「中皇命」であることになる。これからすれば「中」大兄は、「問」皇子の異表記であり、「問人」皇子を意味し、問人氏により養育された皇子であることによる命名である。

一方、「中皇命」の問人皇女説が成立しないとしても、

中大兄の「中」の類似概念が「問」である以上、それは問人につながってゆく可能性は否定できない。「中皇命」²¹ 問人皇女説が成立しなければ、そのことを直接に証明できる材料はないことになるが、間接的には孝徳朝における中大兄と孝徳皇后問人の密接な連携をあげることができる。両人のこの密接な連携の理由を、両人の恋愛関係に求める説も魅力的であるが、両者の間に誕生した子女があるのならともかく、またそうした個人的な関係があつたとしても、そのみを連携の理由とする必要はない。むしろ上述のように両人が同一の父母を持ち、問人氏という同一の家に養育されたという生育期の環境の共通性を基盤として、両者の個人的関係が論じられるべきであろう。

次に、「問」皇子あるいは「問人」皇子を「中大兄」表記した時期については、「問人」の一部家系を「中臣」と表記した時期と重なることになろう。ともに「問」を「中」の表記に変更しているからである。その時期を考えるとときに鍵となるのは、やはり「中臣」と酷似した名称「内臣」の存在である。

『紀』での「内臣」は、まず欽明一四年から一五年条にかけてみえ、一五年一二月条には「有至臣」とあるが、

文章からみて「内臣」の異表記にあたる。これらは朝鮮半島南部の激変を記す記事群のなかにあり、慎重な史料批判が必要とされるが、日本が派遣した「内臣（有至臣）」がいる一方、百済などが派遣した「有至臣（内臣）」もいるようである。この「内臣（有至臣）」を「安羅諸倭臣等」集団の一員とみなせば、日本の使者でもあり百済などの側からの使者でもありえ、同一人物が立場によって役割をかえて登場したとみられる。一四年八月七日条に「内臣徳率次酒」という人物がみえ、別の条では「上部徳率科野次酒」とあるので、この「内臣」を官職あるいは普通名詞ともみうるが、上のように考えれば「内臣」と「徳率次酒」という二人物とみることができると。したがって欽明紀の「内臣（有至臣）」はすべて人名であり、後の『姓氏録』に大和国皇別にある「内臣」につながる氏族である可能性が強い。

また推古紀二〇年二月二〇日条にみえる「阿倍内臣鳥」は、同一六年八月二日条の「阿倍鳥臣」の表記などからみて、複姓であるから氏族名の「内臣」である。

斉明紀六年七月一六日条所引の「高麗沙門道頭日本世記」の「注」に、「内臣蓋金」とある。蓋金は高句麗末期に専制権力を樹立した泉蓋蘇文のことであり、高句麗

に「内臣」という官職があったのかもしれない。ただし『大職冠伝』付載の「貞恵伝」には貞恵の死去に際し「高麗僧道賢」が誅をつくったとあり、これが「道頭」と同一人物だとすると、藤原氏と深い関係にあるから、鎌足の「内臣」の影響を受けて「内臣蓋金」とした可能性も否定できない。

外国で確実な「内臣」のつく官職は、『旧唐書』百済伝の「内臣佐平」であり、「掌宣納事」とある。これが百済でいつ設置されたものか不明であるが、皇極紀元年二月二日条には「内佐平岐味」とみえ、これは「内臣佐平」・「内頭佐平」・「内法佐平」のいずれかを示すものと思われる。設置時期が明白でないので不安はあるが、少なくとも百済に「内臣佐平」がおかれていたことだけは、日本の支配者が知っていたとみて間違いない。

鎌足が「内臣」に任命された記事は、孝徳即位前紀乙巳年六月一四日条にみえるが、同時に「皇太子」・「左大臣」・「右大臣」の任命が記されており、後の律令制の用語による修飾の可能性は高い。この時点ではまだ百済は滅亡しておらず、その百済には「内臣佐平」が置かれていた可能性がある。日本は百済を属国視しており、属国

と同一名称の「内臣」という官職を設置する可能性は少ない。これから考えれば「内臣」は、百済の滅亡した六六〇年（斉明六年）以降に、百済の官制が存在しなくなつた後に設置されたものとする必要がある。

孝徳即位前紀以外に「内臣」がみえるのは、天智紀三年一〇月一日条、同七年五月五日条、同七年九月二六日条であり、いずれも鎌足を指している。このうちの七年五月五日条は「葉狩」に「内臣」が参加したというもので、翌八年五月五日条には同じく「葉狩」に「藤原内大臣」が参加したとある。八年の「藤原内大臣」は明らか以後の装飾文であり、七年の「葉狩」の記事も装飾されている可能性が高い。また七年の葉狩の記事は、通常の記事の日付が干支で記されると異なり、「五月五日」と干支をぬいた異例の表記である。これは「五月五日」には「葉狩」を行うという年中行事を強く意識したもので、はたして事実に基づく記載といえるかどうかにも疑問がある。

他の二条のうち前者の天智三年のものは、「中臣内臣」が「沙門智祥」を遣わして、唐の百済鎮将からの使者の郭務棕に物を与えたという記事である。後者の七年のものは、「中臣内臣」が「沙門法弁・秦筆」をして、「新羅

上臣大角干庚信」に船を与えることとして、それを新羅からの使者の東巖に託したというものである。二条ともに対外関係記事であり、またすでに百済の滅亡後のことでもあるから、むしろ積極的に「内臣佐平」の「掌宣納事」を意識して、天皇のいわば代理として外国使節に対応するために「内臣」を名乗つたと考えられる。また両記事の構造には、「内臣」が「沙門」を遣わして物を与えるという共通性がみられることからすれば、片方が片方を修飾した可能性もあり、断定はできないものの天智三年あるいは天智七年の外国使節の接遇を契機として「内臣」が設置され、鎌足がそれに任命されたとみることができるといえる。

このように孝徳即位前紀乙巳年の鎌足の「内臣」任命記事は後代の修飾と見られるが、それでは乙己年には鎌足にどのような処遇も与えられなかったのかという点、蘇我本宗家打倒直後のことであり、そうは考えられない。ここでも「内臣」と「中臣」の類似は重要で、この時点で鎌足の家系に「中臣」が「賜姓」された記事が、「内臣」任命記事に変形されたとみることができるといえる。同時に葛城皇子であった「間人皇子」あるいは「間皇子」は、皇太子すなわち次の天皇候補者として「中大兄」の名が

与えられたのである。

鎌足の家系が中大兄と間人皇女の養育を担当した可能性を合わせ考えれば、鎌足に与えられた「中臣」の氏の名は同時に、中大兄らの「家のなかの臣下」の意味を兼ねており、中大兄らの代弁をしようという点では、役職としての「内臣」に任命されたのと同じ内容をもっていたと考えることができる。

まとめにかえて

奈良時代の藤原氏には金属の高熱処理技術が「伝統」として存在し、鎌足にも高熱処理技術との関連が推定される。土あるいは金属の高熱処理技術に関係する氏族あるいは下級官僚に、泥部・土部を統率する「はしひと・はじひと」があり、「はしひと・はじひと」を「間人」と漢字表記するのは、「はし・はじ」を「端」とみて、それと対立する概念の「間」で「端（はし・はじ）」を表記した、一種の戯字表現であった。「はし・はじ（端）」と対立する概念は他に「中」もあり、「はし」を「中」と表現し、それに人名敬称の「臣」を付加した表現が「中臣」である。「中臣」は、「はしひと・はじひと（間

人）」の派生表現であるという性格をもつから、「間人」と同じく泥部・土部と深い関係を有している。

「はしひと・はじひと」は、聖徳太子の母の「孔部間人」皇女の養育の一部を担い、次いで舒明の子女「間人皇女」と葛城皇子の養育を担当した。鎌足は家系上これらの養育を担当し、蘇我本宗家を滅ぼして、間人皇女を正妻としていた軽皇子Ⅱ孝徳を即位させ、葛城皇子（間皇子・間人皇子）を次の皇位予定者として「中大兄」とするとともに、中大兄・間人皇女の「家の中の臣下」という意味もこめて「中臣」の名を獲得することができたのである。

以上が本稿の要約であるが、なおいくつかの点に触れておきたい。

まず、白雉紀五年二月条に遣唐使として派遣された中臣間人連老がいるが、この中臣間人連という複姓についてである。すでに「中皇命」の名前には触れたが、『万葉集』巻一に「天皇（舒明）、内野に遊獵し給ひし時、中皇命の間人連老をして献らしめたまふ歌」（三番・四番）がある。『古代人名辞典』は、鹿持雅澄『万葉集古義』には、この間人連老を白雉紀の中臣間人連老と同一人物とし、中皇命の乳母とする見解があるという。もし

これを正解とすれば、中臣間人連というのは、用明即位前紀にみえる「物部弓削守屋連」などの表記法に共通した、中臣氏の本流を示す表記法かもしれない。しかし間人連老は、それほどの活躍をする人物ではないから、中臣間人連は通常の「複姓」の概念であり、鎌足の家系とは別の間人氏が存在し、中臣氏に包摂される関係を生じたともみる方が無難であろう。

次に上述のことに関係するが、鎌足が「中臣」を授与される以前のウヂの名については、これは必ずしも「間人」であるとは断定できない。「間人」は「泥部」の異表記を持ち、これは「土部」と同じであり、「はじ（土師）」あるいは「はし（土師）」を名乗った可能性もある。「間人」を下級の実務官僚とすれば、その集団に包摂された「土師」がいた可能性がある。

また土の高熱処理と神祭りの関係は、崇神記紀の「おほたたねこ（意富多多泥子・大田田根子）」の物語をはじめ、「記」「紀」には数多くみつけることができる。したがって土器作製に関与した氏族であれば、どれでもが鎌足の家系の名であったとすることができる。さらに高熱処理技術を必要とする神祭りには、「亀卜」があるから、従来から注目されているように「卜部」を名乗った

可能性もある。要するに鎌足の家は、「はしひと・はじひと」集団を構成していたのであり、「間人」氏を名のりうるような家であった。

次に中臣氏の祖先神が「天児屋」であることは、「記」「紀」に明らかである。この神を撰津国島上郡の児屋郷と結び付けて解釈する説もあるが、「延喜式」には島上郡に天児屋神と関係する神社がなく、何らかの関係はあったとしても積極的な論拠にはならない。「天児屋」の神名から修飾語の「天」を除外すれば、「児屋」が残るが、これは「子戸」つまり「子部」に類似する。子部は令制下では、宮内省主殿寮の殿部を日置・車持・笠取・鴨の四氏とともに奉仕することになっており、主殿寮の職掌には「燈燭・松柴・炭燎」など「熱」関係のものがある。

藤原不比等の母は「尊卑分脈」にしかみえないが、「車持国子君」の娘「興志古娘」とされていることを信じるならば、上記の主殿寮殿部の奉仕を通じて、子部と車持には密接な関係があった。鎌足と子部の関係は深いことになる。さらに子部を名の一部とする少子部は、雄略紀六年三月七日条に嬰兒の養育に関する物語があり、子女の養育と関係があるから、「児屋」ももともと子女の養育の家という意味であり、鎌足の家系が担当した

皇子女の養育という事跡を神格化したのが、「天児屋」神であったとすることが出来る。

これからすれば、中臣―藤原氏の「伝統」には、高熱処理技術の他に、皇族の養育があつたことを付加すべきであるが、この点の追求は後日を期すこととしたい。

註

- (1) 『記』『紀』に関する筆者の見解は、両書の六世紀以前の部分の「天皇名」およびその物語は、一つの原型に収斂することを基本とする（拙著『記紀の王者像』（一九七一年・松籟社）など）。本稿では両書の六世紀以前部分からの引用があるが、それは後世に記された「古い時代の伝承」といった程度の意味で参照しているものであり、当該時代の史実と認定してはいない。
- (2) 津田左右吉『日本古典の研究』下巻（一九四八年・岩波書店）四六三頁。
- (3) 平野邦雄「氏の成立とその構造」（同『大化前代社会組織の研究』一九六九年・吉川弘文館／原論文は一九六五年発表）
- (4) 田村圓澄『藤原鎌足』（一九六三年・塙書房）
- (5) 北村文治『藤原鎌足考』（同『大化改新の基礎的研究』一九九〇年・吉川弘文館／原論文は一九七〇年発表）
- (6) 横田健一「中臣氏と卜部」（同『日本古代神話と氏族

伝承』一九八二年・塙書房／原論文は一九七一年発表）他に中臣氏の出自や実態を追求した論考は、B類に關するもの以外では、前川明久「中臣氏に關する歴史地理的考察」（『古代文化』三二―二・一九八〇年）／松倉文比古「中臣氏系譜について」（横田健一先生古稀記念会編『日本書記研究』第一五冊・一九八七年・塙書房）などがある。前川論文は、常陸占部が河内枚岡社へ移動したことを推定したものであり、松倉論文は、さらに中臣氏の系譜を詳細に分析したものである。

両説ともに横田説を批判的に継承しようとするものであり、これによつても横田説が文献検討の点ではひとつの頂点をなすことがわかる。

(8) 田中久夫「中臣氏・常陸・鉄・神祇官」（檀原考古学研究所編『檀原考古学研究所論集』第七・一九八四年・吉川弘文館）

(9) たとえば吉田孝「律令時代の氏族・家族・集落」（同『律令国家と古代の社会』（一九八三年、岩波書店））

(10) 竹内理三「寧楽遺文」解説（同『寧楽遺文』下巻・一九六五年・東京堂出版）

(11) 竹内理三ら編『日本古代人名辞典』第六卷（一九七六年・吉川弘文館）一五五〇頁

(12) 田中久夫（8）。なお、以下に記す武智麻呂の名から、仲麻呂の鑄錢までの部分については、田中氏の論及はない。

(13) 坂本太郎ら校注『日本書記』（上Ⅱ一九六七年、下Ⅱ一九六五年・岩波書店）の九二頁の頭注。以下、本書

については注記を省略し、古典文学大系本『日本書紀』頭注とのみ記す。

- (14) 岸俊男『藤原仲麻呂』(一九六九年・吉川弘文館)
- (15) 『京都市の地名』(一九七九年・平凡社)
- (16) 大野晋ら『古語辞典』(一九九〇年増補版・岩波書店) 三三三頁。
- (17) 『本居宣長全集』(『古事記伝』巻一五)
- (18) 舟杉真理子「中臣氏の原像」(『史窓』四八号・一九九一年)
- (19) 他にまったく異なる発想からみる説に、岩井隆二「中臣氏の本貫について」(『古代文化』三四―二・一九八二年)がある。中臣寺に関する福山敏男説から、大倭国添上郡中郷を中臣氏の本貫とし、この地名により「中臣」のウチ名が成立したとする。一定の説得力はあるものの、中臣寺の創建が天平一四年をどこまでさかのぼりうるかの論証がなく、中臣氏が奈良時代に入手した土地に中臣寺を新たに建立した可能性を否定できない。
- (20) 大野晋ら『古語辞典』(16) 九六六頁。
- (21) 大野晋ら『古語辞典』(16) 四八頁。
- (22) 大野晋ら『古語辞典』(16) 一一〇九頁。
- (23) 前之園亮一「中臣の名称と中臣連の姓の成立」(『古代文化』二七―二・一九七五年)
- (24) 直木孝次郎「人制の研究」(同『日本古代国家の構造』一九五八年・青木書店)
- (25) 「天寿国曼陀羅繡帳」については、天皇号の始用時期

の問題と関連して、東野治之「天皇号の成立年代について」(同『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年・塙書房)をはじめ種々の説が提起されており、信憑性についてはわかに判断できない。

- (26) 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」(同『日本古代国家の研究』一九六五年・岩波書店)
- (27) 真弓常忠「古代の鉄と神々」(一九八五年・学生社)。なおアナホの名については拙著(1)に、「火」にも強い関連があることを述べた。
- (28) 筆者の「部」に関する意見は、拙稿「日本古代社会における『氏』と『部』の出現をめぐって―東アジア古代社会との関係―」(追手門学院大学文学部紀要三二二号・一九九七年)を参照されたい。
- (29) 直木孝次郎(24)
- (30) 稲岡耕二編『万葉集必携』(『別冊国文学』3・一九七九年・学燈社)
- (31) 吉永登「間人皇女」(同『万葉文学と歴史のあいだ』(一九六七年・創元社))
- (32) 岡田芳朗「『日本書紀』の『五月五日』という日の表記について」(『女子美術大学紀要』一〇号・一九八〇年)
- (33) 三輪山祭祀に膨大な先行業績があるが、たとえば和田萃編『大神と石上』(一九八八年・筑摩書房)にもあるように、土器生産と三輪山祭祀の関係は否定できない。
- (34) 吉田東伍『大日本地名辞書』上方(一九六九年増訂版・富山房)